

## 3. 法学部

I	法学部の研究目的と特徴	3 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	3 - 3
	分析項目 I 研究活動の状況	3 - 3
	分析項目 II 研究成果の状況	3 - 5
III	質の向上度の判断	3 - 7

## I 法学部の研究目的と特徴

- 1 法学部は、法律学および政治学が中核に置く個人の尊厳を保障するという視点にたち、人権を擁護するための理論構築に努める一方、国際社会を構成する各国の歴史・文化・価値観の違いを理解しつつ、人権尊重の理念に基づいた国際社会に共通するルールの形成に寄与することを研究の目的とする。
- 2 このような目的を実現するため、法学部は、人類の歴史的発展の中で蓄積されてきた叡智を継承し、将来の展望を見据えて人類の幸福に寄与する新たな知の創造を行う。この知の創造という営為は、新潟大学の中期目標・中期計画で掲げられている社会的要請の高い研究や新しい研究分野、独創的で特色ある研究ならびに新潟の地域性や立地性を考慮した研究などをふまえ、以下のような目標を設定して具体化される。
  - ① 国際社会における共生を可能とするために、各国の歴史・文化・価値観の違いを認めた上で、国際社会の構成員が共有できるルールを創設するための研究を行う。
  - ② 個人の尊厳という理念を実現するために、人文社会科学のみならず自然科学の知見をも取り入れた学際的視点にたつ研究を行う。
  - ③ 国際社会ならびに地域社会に成果を還元し、社会に貢献できる研究を行う。
- 3 このような目標は、先端的な問題だけではなく、国内外の地域性に焦点を当てた研究、あるいは法律学や政治学などの基礎的な研究を対象として具体化される。また、研究を具体化する手法として、①国内・国外の研究者と協力して学際的な共同研究を推進するとともに、②裁判所や弁護士会あるいは行政庁などの実務家ならびに民間機関と協力しながら共同研究を促進することに留意している。
- 4 こうした研究対象や研究手法を通じて、法学部教員による研究活動は、日本国民だけでなく国際社会にも還元される。具体的には、教員が各自所属している国内外における学会活動はもちろん、中央政府や地方自治体などにおける各種審議会や委員会への参画、訴訟活動における弁護士との意見交流や意見書等の提出を通じた弁護士との連携、あるいは一般市民や学部卒業生の参加を認めている研究会活動を通じて、研究の成果をたえず社会にむけて発信している。
- 5 以上のような研究の対象および手法に加え、長年培ってきた学部としての特徴でもある、誰でもどの領域に関してでも自由闊達に発言することのできる雰囲気のもとで、多様な研究会が組織され、しかも長い年月にわたり継続的に運営されている。このことは、ややもすれば個人プレーに陥りがちな社会科学系の研究スタイルとは異なり、一つの学部のなかに、多くの研究組織が重層的多元的に存在することを示している。

### [想定する関係者とその期待]

法学部が想定する関係者は、第一には、学会に代表される研究領域それぞれの研究者集団である。各々の研究分野で、研究者の報告・論文刊行・その他の情報交換の機会を通して、基礎的な内容から先駆的な性質のものまで、法学部の研究成果による研究者集団の研究水準の向上への寄与が期待されている。第二には、研究成果を還元すべき地域社会をはじめとする国内外の市民および諸機関である。法律学および政治学は、理論的なものとはもとより実務的な内容の研究領域を対象としており、地域における政策の策定や市民への新たな知見や実務的情報の提供などが求められている。第三には、研究成果を反映できる教育の受益者である学生などである。法学部の教育における基礎的な事項の教育は、先端的な事象を扱うと同時に、常に新たな研究による知見に基づいて行われなくてはならない。その点で、研究成果の深化が期待されているといわなくてはならない。

## II 分析項目ごとの水準の判断

### 分析項目 I 研究活動の状況

#### (1) 観点ごとの分析

観点	研究活動の実施状況
----	-----------

(観点に係る状況)

法学部では、研究活動に関する自由な雰囲気の中で、各教員が法学部の研究目的あるいは理念の大枠の中で、独自の研究関心と研究手法でそれぞれのテーマにそって研究活動を深めており、国際性の強い性質のものや地域へ貢献できる研究あるいは実務との架橋を念頭においた研究を継続的に行っている。

教員は、法律および政治に関する理論的な研究にとどまらず、先進国における法律政治にかかわる先端的な問題である科学研究費補助金「同性者の婚姻問題」、現代法の整備過程にあるアジア諸国に関する研究である「キルギス共和国における憲法改正の動向」や科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」など、国際社会に実務上貢献する研究まで、間口の広い研究を行っている。こうした研究を遂行するために、海外調査は毎年10件前後なされており(資料1)、教員が積極的に国際的視点からの研究を深化させてきている。そして、国際人権に関する研究は、研究成果の公刊を契機として外国での国際シンポジウムへの報告依頼にまで及んでいる。こうした研究の展開は、国際社会の中での日本という位置づけで法律学および政治学の研究を行うという学部目標にそうものといえよう。また、「自治体の人材育成・活用に関する調査研究」など自治体に関する研究が学術的なものにとどまらず啓蒙的な成果を生み出しており、地域へ大きな貢献を果たす研究となっている。

さらに、研究成果の発表方法も、「Resolution of Disputes over Parental Rights and Duties in a Marital Dissolution Case in Japan: A Non-litigious Approach in Chotei (Family Court Mediation)」や「冷戦転型与中印边界爭議的焦点」のように、研究成果を英語や中国語など外国語で発表するものが見られるようになり(資料2, 3)、国際的な場で研究成果を問う機会が増大し、その結果、外国人研究者から研究業績の校訂などを依頼されるケースも見られるようになっている。

また、研究活動の形態や研究課題は、科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」など、日本で初めての実証的な法意識・法行動の調査に見られるように、他の大学の教員との共同研究あるいは外国との共同研究を行い、成果報告がなされている(資料4)。このような結果は、学内だけでなく学外との連携をもとにした研究を目的とする法学部の姿勢を反映するものである。同時に、共同研究の体制は、学外との協力だけでなく、科学研究費補助金基盤研究「新人事訴訟法と家事調停・人事訴訟に関する法社会学的研究—日英比較の視点から」に見られるように、学内でも研究者教員と実務法科学研究科所属の実務家教員との間で、理論と実務の架橋を体現する共同研究を進めるなど新たな動きも始まっている。

学内では、法学部教員から構成される新潟大学法学会が定期的開催する法学会研究会は平成20年3月段階で270回となっており、学内スタッフだけでなく、外国人報告者を含めて、研究活動を継続的に行っている。そして、そのテーマも、法律学、政治学、そして経済学に及び、開催方法も個別の報告だけでなく経済学者との共同シンポジウムにまで広げ、法学部の研究目的の一つである学際的アプローチを実現している。そして、こうした研究活動を契機として平成16年からは、公法研究会が開催され、現在までに35回続いており、さらに社会法判例研究会は、研究者だけでなく学外者(実務家)を含めて定期的な研究会を開いて研究を深めると同時に、博士課程の学生にも研究報告の機会を積極的に与えて、若い研究者の研究能力ならびに研究業績を上げることを支援するとともに、若手の

研究者との知的交流を活性化することによって、研究レベルの向上がなされている（資料 5）。

同時に、こうした学内の研究会だけでなく、民事判例研究会は、裁判所・弁護士など司法関係者との連携の中で、年間 4 回の定例報告会をもち、そのテーマも、「外国人に対する慰謝料請求」、「預金債権と差し押さえ」、「不法投棄」など国際的かつ現代的な内容に及んでおり、裁判官・弁護士・大学教員が順番に報告し、実務との共同研究を深めて研究内容の向上が図られてきた（資料 5）。

このような研究体制のもとで、教員が公刊する論文も多様なものが出てきているとともに、学会などでの報告数も上昇を見せるようになってきた（資料 2）。法律や政治の基礎的な研究は、平成 16 年度は 73 本であったが平成 18 年度は 141 件と増加し、情報法と密接に関係する IT テクノロジーや著作権などに関する先端的研究も毎年コンスタントに書かれており、外国及び比較研究もこの間に 12 件から 34 件と目立って増えてきている。さらに、研究成果の発表方法も、すでに触れたように外国語で書かれるものも増えてきている。研究に関する法学部の積極的な姿勢あるいは雰囲気こうした成果として現れてきたといえよう（資料 3）。

法学部は、教員が自分の進めている研究を公にして批判を得ることが重要であるとの認識に立ち、教員が学内外で学会参加・報告をする場合には、講義開講時期の配慮などのほか、積極的な研究活動を促すモラル・サポートがあり、これが見えざるルールとなって研究成果の向上に結びついたといえる。

#### 資料 1 海外調査に関わる者の実数

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
11	9	11	10

#### 資料 2 学会などでの研究発表数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
国内	29	26	34	31
国外	4	1	5	2
総計	33	27	39	33

#### 資料 3 発表された論文などの数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
研究論文・著作・翻訳など（うち外国語）	39 (3)	53 (5)	86 (13)	53 (6)
解説・小論文・書評など（うち外国語）	34 (0)	42 (1)	55 (0)	56 (0)
合計（うち外国語）	73 (3)	95 (6)	141 (13)	109 (6)

#### 資料 4 他大学などとの共同研究の代表例

共同研究テーマ	共同研究先	実施年度
法化社会における紛争処理と民事司法	北海道大学・東京大学・神戸大学・明治大学・立教大学など	平成 16 年度～
企業統治の確立及び金融市場発展のための基礎的研究	筑波大学	平成 16 年度
災害対策法政策の総合的研究	東北大学	平成 16 年度～
中央アジア諸国における立憲主義の『移植』との現実態に関する研究	名古屋大学	平成 17 年度～
脱「日独型レジーム」の比較政治分析	北海道大学	平成 18 年度～
企業における情報セキュリティの実効性のあるガバナンス制度のあり方	情報セキュリティ大学院大学	平成 18 年度～
現代における国家・社会関係	法政大学	平成 19 年度～

## 資料5 定期研究会開催状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法学会開催回数 [外国人研究者の参加人数]	13 [7]	10 [7]	13 [7]	5 [4]
公法研究会 (博士後期課程学生の報告人数)	9 (2)	9 (1)	8	9
社会法判例研究会 (博士後期課程学生の報告人数)	11 (14)	11 (17)	12 (11)	11 (3)
民事判例研究会	4	4	3	3
民事法研究会	—	—	—	1

(注) 民事法研究会は平成20年1月より開始。

<b>観点</b> 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
---

(観点に係る状況)

該当なし

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

学内における研究会活動は着実かつ継続的に開催される一方、新たな研究会も発足している(資料5)。また、国内における学会などでの報告回数が増加しているだけでなく、国際学会などでの発表もコンスタントに行われている(資料2)。さらに、国内外での調査研究が活発に実施されており(資料1)、それに伴い公刊論文などが倍増している(資料3)。このように、国際的な場での研究に代表されるような教員個人の研究活動そのもの、あるいは学外関係者と連携した研究体制・研究手法など、その内容や質あるいは広がりの中でも、法学部に期待されている水準を上回っている。

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

## (1) 観点ごとの分析

<b>観点</b> 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)
--

(観点に係る状況)

法学部の研究目標は、個人の尊厳に力点を置き、地域および国際社会を念頭において研究を不断に深め社会に問うところにある。また、地域への研究の還元なども重要な役割として位置づけられている。

個人の尊厳に力点をおく研究では、「人権教育のための国連10年と自治体—localの視点から」など国際社会に関する研究だけでなく、「循環型社会と地域資源の活用」や「介護保険サービス供給主体としてのNPO法人」に見られるように、地域社会が抱える現代的問題へ研究成果を還元する試みがなされている。また、個人の情報保護など現代社会で関心が集まっている論点についても、「議会の議事内容が収録された録音テープの公開請求対象性」や「独立行政法人等個人情報保護法と医療情報」など、法理論的な研究がなされると同時に、現実の紛争に関して裁判所に対して専門家としての「障害無年金訴訟」意見書を作成するなど、実務的な側面で社会への具体的寄与を含む様々な研究成果があがっている。

とりわけ、18世紀のヨーロッパ諸法に見られるローマ法の痕跡を通してローマ法の歴史を分析した『A LEGAL HISTORY OF ROME』のように研究成果が全世界に広まるものから、世

論調査等の社会調査によって析出される数値データ等を適切に理解する場合の視点を解説した『データの罫—世論はこうしてつくられる』のように国内の様々な層の人々に影響を与える研究成果まで、国際社会および地域社会に新たな知見や有用な情報が産出されている点は特記すべきであろう。また、アジア・太平洋地域における国際人権法に関して最も権威のある研究誌に掲載された「The Draft Human Rights Protection Bill in Japan: Discussions Straying Off Course」のように公刊を契機として国際学会開催への動因となるものや、学会誌において福祉国家研究の代表的論文として採り上げられた『『連帯』の変容—20世紀フランス福祉国家史試論』など、学会での議論に寄与する優れた研究を世に問う成果をあげている。

同時に、このような個人単位での研究にとどまらず、複数の研究会が継続的に行われることによって、研究会での報告をもとにした判例批評などが数多く公表されており、社会とのかかわりをもった研究の成果が見られている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

論文数は急増し、その内容も法学部の研究目標に相応するよう多様性を示している。また、国際化にそった研究成果が継続的にあげられているとともに、外国語による論文作成数も増加傾向を見せており、その結果、国際的なレベルで研究成果が広まった著書や、国際学会が開催される動因になった論文も現れている。さらに、啓蒙的知見や専門的研究結果の公表によって、国内の様々な人々に影響を与えたり、実務的研究成果に基づく社会への寄与が見られたりするなど、地域社会への貢献も明らかであり、期待される水準を大きく上回っているといえることができる。

### Ⅲ 質の向上度の判断

#### ①事例1「研究成果公表数の増加」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

国内外の学会、研究会での報告数と発表論文数の合計は、106 から 142 まで増加している(資料2, 3, 3-4頁)。法学部では、自己の研究を公にして批判を得ることが重要であるとの行動様式をとるよう、国内外での学会参加をする教員へのモラル・サポートが見えざるルールとなっており、その結果が、こうした研究報告数や発表論文数の増加に結びついたと思われる。

#### ②事例2「研究内容の多様化」(分析項目Ⅱ)

(質の向上があったと判断する取組)

研究内容として、従来の理論的な研究にとどまらず、外国の立法支援や地域や自治体をめぐる問題あるいは日本社会における先端の論点などを対象とする研究が増加しており、また、英語や中国語など外国語で書かれるものも増加して、研究の内容およびその公表方法が多様化している。その結果、研究成果を評価した外国人研究者から研究遂行上での支援を依頼されるなど、研究成果の質の向上を示すものである。こうした新しい動きは、法学部における研究の質が向上してきた要因があったと思われる。

#### ③事例3「研究方法の多様化」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組)

学外の研究者との共同研究、学内においても実務家との共同研究、あるいは外国における立法作業に関する実務との連携を前提にした共同研究(科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援－体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築－」)など、研究方法も様々な形が現れており、研究が理論的・学術的な特色をもつだけでなく、実務への寄与も可能とする新たな方向性をもつようになり、このことも法学部における研究の質の向上要因になったと思われる。